

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **マネジメント・オーバーレイ**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 2 の総括<sup>1</sup>において、改めて取り上げる予定としていたマネジメント・オーバーレイについての検討に関する事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を頂くことを目的としている。

## II. 本論点を取り上げる理由

### (これまでの審議で紹介したマネジメント・オーバーレイに関連する事項)

2. 予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の検討の進め方<sup>2</sup>の審議では、将来予測情報について、欧米で見られるモデルを用いた予測に対して追加的な修正（マネジメント・オーバーレイ）の取扱いも示して欲しいとの意見が聞かれたため、これまでの審議では、欧米の金融機関による信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）の評価及び予想信用損失（以下「ECL」という。）の測定に関する開示例<sup>3</sup>並びにコロナ禍における予想信用損失モデルの適用による影響<sup>4</sup>に関する検討に際して、その概要と事例について初期的な確認を行った。
3. 一方、ステップ 2 の将来予測情報の考慮<sup>5</sup>に関する審議では、将来予測情報を反映する方法には、モデル等を用いて定量的に考慮すること及びモデルを用いた予測に対するマネジメント・オーバーレイの双方が含まれるが、マネジメント・オーバー

---

<sup>1</sup> 第 488 回企業会計基準委員会（2022 年 10 月 4 日開催）及び第 188 回金融商品専門委員会（2022 年 9 月 20 日開催）（以下合わせて「第 488 回企業会計基準委員会等」という。）

<sup>2</sup> 第 463 回企業会計基準委員会（2021 年 8 月 11 日開催）及び第 168 回金融商品専門委員会（2021 年 8 月 25 日開催）

<sup>3</sup> 第 473 回企業会計基準委員会（2022 年 2 月 8 日開催）及び第 175 回金融商品専門委員会（2022 年 1 月 21 日開催）「ECL モデル（IFRS 基準）における相対アプローチ～信用リスクの著しい増大の評価に関する開示例」、「ECL モデルと CECL モデルにおける予想信用損失の測定に関する定め及び開示例」（以下合わせて「第 473 回企業会計基準委員会等」という。）

<sup>4</sup> 第 474 回企業会計基準委員会（2022 年 2 月 21 日開催）及び第 176 回金融商品専門委員会（2022 年 2 月 16 日開催）「コロナ禍における ECL（IFRS 基準）と CECL（米国会計基準）の適用の影響」

<sup>5</sup> 第 482 回企業会計基準委員会（2022 年 6 月 29 日開催）及び第 183 回金融商品専門委員会（2022 年 6 月 28 日開催）

レイについては改めて検討を行う予定としていた。そのため、本資料において、その内容について改めて整理を行い、ステップ2での取扱いについて検討を行う。

### III. マネジメント・オーバーレイの概要及び適用事例

4. マネジメント・オーバーレイは、予想信用損失モデルの適用に関連してさまざまな関係者から言及される用語であるものの、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）では定義されておらず、具体的な言及もなされていない。しかしながら、一般的には定量的なモデルに対する調整を総称するものとして使用されていると考えられる。

#### (EBAによるオーバーレイに関する言及)

5. 前項に関してEBA<sup>6</sup>は、「金融機関の信用リスク管理実務及び予想信用損失の会計に関するEBAガイドライン」及び「欧州金融機関によるIFRS第9号の適用に関するモニタリング・レポート」において「オーバーレイとは何か。」と題して概要や適用例について言及している<sup>7</sup>。

#### オーバーレイの概要及び適用例

- (1) オーバーレイ/マニュアル調整/介入（以下では合わせて「オーバーレイ」という。）とは、導入しているモデルの自動化の程度を制限するあらゆる調整を指す。
- (2) 各金融機関は、新たな関連情報を信用リスク格付け及びモデルに組み込む時間が十分でない場合や、貸付のグルーピングを変える場合、又は貸付のグループが当初想定以上にさまざまな要因や事象の影響を受ける場合に、暫定的な解決策として引当金の調整を行うべきである。
- (3) 大手金融機関の具体的なオーバーレイの適用事例には次のような類型がある<sup>8</sup>。
  - ・ Covid-19パンデミックの反映
  - ・ モデル/手法における不足 (methodological deficiencies)

---

<sup>6</sup> European Banking Authority の略

<sup>7</sup> EBA Guidelines on credit institutions' credit risk management practices and accounting for expected credit losses (2017年5月公表) 第54項及びIFRS 9 IMPLEMENTATION BY EU INSTITUTIONS MONITORING REPORT (2021年11月公表) (以下「EBAレポート」という。) 3.3. Model limitations and use of overlays “WHAT ARE OVERLAYS?”

<sup>8</sup> EBAレポート第48頁 Figure 27 Impact of ECL overlays per portfolio and types of overlays

- ・ 複数シナリオを考慮することによるオーバーレイ
- ・ データの不足
- ・ 政治的な不確実性<sup>9</sup>
- ・ その他の事項に関する不足
- ・ その他

#### オーバーレイに関する監督当局上の考慮事項

- (4) 規制・監督上の観点からは、信用リスク要因は、不釣り合いで正当化されない努力を要しない限り、適時にモデルに組み入れられるべきである。
- (5) オーバーレイは、将来予測と方向性が一致し、適切な文書で裏付けられ、かつ、適切なガバナンスの下で行われる必要がある。

#### **(その他のオーバーレイに関する言及)**

6. その他、2015年9月に行われたITG会議<sup>10</sup>ではマネジメント・オーバーレイについて議論された。また、第473回企業会計基準委員会等では、欧州銀行におけるマネジメント・オーバーレイの開示例を提示した。

#### ITG会議で検討された論点

7. 2015年9月のITG会議では、企業の予算及び予測プロセスには通常含まれていない、次のような新たに生じた問題や不確実な将来の事象に関する情報が将来予測情報として取り込むべき合理的で裏付け可能な情報に該当するかに関して検討を行っている。
  - ・ 2014年9月のスコットランドの独立に関する国民投票
  - ・ 2015年前半に高まったギリシャのユーロ圏からの離脱可能性による不確実性の高まり
8. ITG会議の検討では、前項で示したような情報も取り込むべき将来予測情報に該当するが、一時的かつ不確実な将来の事象については、その性質上、金融機関のリスクモデルに適時に織り込むことはできないため、見積りに反映する方法としては、影響を受けるポートフォリオに集合的なレベルでオーバーレイを行うことが最も適切である可能性があると言及されている。

#### 欧州銀行における開示例

9. 第473回企業会計基準委員会等では、欧米の金融機関におけるマネジメント・オー

---

<sup>9</sup> 政治的な不確実性には、Brexit等の将来に不確実性がある場合が含まれると考えられる。

<sup>10</sup> IFRS第9号における新たな予想信用損失の要求事項の実施のための支援を提供することを目的に、IASBによって時限的に設立された金融商品の減損に関する移行リソースグループ

バーレイの適用例を示した（別紙参照）。

10. これらの事例では、新型コロナウイルス感染症の影響を反映し、SICRの判定やECLの測定において、経営者が定性的な判断に基づいて金融資産のグルーピングの細分化等を行い、その一定割合をSICRに該当すると見做す等の調整を行っている開示例が見られた。
11. また、ASBJ事務局が任意に選定した14行の対象行<sup>11</sup>すべてにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったことから、SICRの評価に適切に反映するためにマネジメント・オーバーレイを行っている開示例が見られた。

#### IV. ASBJ事務局の分析

12. IFRS第9号は、将来予測的な情報を含めたすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮して全期間のECLを認識するとしている（IFRS第9号第5.5.4項）。また、IFRS第9号は、ECLの見積りを定量モデルによって機械的に行うことを要求しておらず、さらに、定量情報だけでなく定性的情報も考慮することとされている（例：IFRS第9号B5.5.18項、BC5.157項）。
13. 定量的なモデルでECLを算出した場合、モデルやインプットは過去の実績に基づくものであるため、新型コロナウイルス感染症の発生などこれまでに経験していない事象については定量的なモデルではその影響が適切に反映されない可能性がある。そのため、より適切なECLを認識する目的でマネジメント・オーバーレイを行うことは、前項に記載したIFRS第9号の定めと整合的である考えられる。
14. 将来予測的な情報や定性的情報の考慮に関するIFRS第9号の定めを全体的に理解すれば、適切な形でマネジメント・オーバーレイを行うことがあり得ることが読み取れると考えられるため、将来予測的な情報や定性的情報の考慮に関するIFRS第9号の定めを取り入れることを前提として、マネジメント・オーバーレイについて特段の記載を行わないこととしてはどうか。
15. なお、マネジメント・オーバーレイによる見積りに恣意性が介入する可能性が考えられる。この点、本資料第5項(5)に記載したEBAが考慮事項として示している「オ

---

<sup>11</sup> 選定に際しては、2020年度の連結財務諸表が入手可能な欧州銀行のうち、地理及び規模により実務が異なる可能性を考慮し、英、仏、独、蘭、伊、西から、金融安定理事会（FSB）が世界的な金融システムの安定に欠かせないと認定した銀行（G-SIBs行）7行と、G-SIBs以外の金融機関7行としていた。なお、対象行の総資産は概ね3.4兆円から330兆円の範囲であった。

ーオーバーレイは、将来予測と方向性が一致し、適切な文書で裏付けられ、かつ、適切なガバナンスの下で行われる必要がある。」という点は適切な内容であるが、監督上の目線が強く、会計基準に記載する内容ではないと考えられる。

## V. 事務局の提案

16. 本資料第 12 項から第 15 項までの ASBJ 事務局の分析で確認したとおり、マネジメント・オーバーレイについて特段の記載を行わないこととしてはどうか。

### ディスカッション・ポイント

本資料第 16 項の事務局の対応案についてご意見を伺いたい。

以 上

別 紙

1. 以下では、第 473 回企業会計基準委員会等で示した、欧米銀行におけるマネジメント・オーバーレイの適用事例を再掲している。
2. 開示例は、ASBJ 事務局が各行の連結財務諸表の一部を仮訳した上で該当箇所を抜粋したものであるが、開示内容を変更しない範囲内で、箇条書き形式への変更や括弧書きの追加といったレイアウトに関する編集を含んでいる。また、下線部による強調は、すべて ASBJ 事務局が加えたものである。

(英) UK Cooperative bank
<ul style="list-style-type: none"> <li>● セクター別のステージ 2 への移行 (リテール) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ COVID-19 関連のコンセッション(支払猶予)を受けている顧客は、それにより自動的に信用リスクの大幅な増加(SICR)に該当するとは判定されず、他の SICR 基準を満たしている場合にステージ 2 に移行する。</li> <li>・ ただし、リスク特性によるセグメンテーションに基づき、<u>その一定割合につきステージ 2 に分類されたものがある</u> (以下、抜粋省略)。</li> </ul> </li> <li>(中小事業者) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての中小企業および法人の顧客は<u>セクター別に分類</u>され、当該セクターが COVID-19 の影響に特にさらされていると判断した場合には、信用リスクの著しい増大が見られたものとしてステージ 2 に分類された。</li> <li>・ これには、以下を要請したほぼすべての顧客(残高の 98%)が含まれる。コロナウイルス事業中断ローン(CBILS)とバウンスバック(立ち直り)・ローンを希望したほぼすべての顧客(残高の 98%)が含まれている。なお、これらの顧客は重複している度合いが非常に高いことから、当グループは残りの CBILS とバウンスバック・ローンをステージ 2 に引き上げた。なお、これらの貸出は、その実行時に、信用減損には分類されない。</li> </ul> </li> <li>● <u>ポストモデル・オーバーレイ (PMO)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ COVID-19 の特定の不確実性に対応するために特に行われたモデル後の判断による調整には以下のものがある。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 顧客が COVID-19 関連の譲歩(支払いの延期など)を受けることに関連するリスク</li> <li>2. COVID-19 による経済的影響を受けやすい特定の事業分野の見通し</li> <li>3. 政府の支援制度が提供する保証</li> <li>4. 評価が古く、デフォルト時損失率を過小評価している可能性のある一部の商業用不動産(CRE)ポートフォリオ</li> </ol> </li> </ul> </li> </ul>

別 紙

5. COVID-19 以前のデフォルト履歴が少ない未成熟な商品ポートフォリオに関連するリスク要因

(伊) Monte dei Paschi di Siena Group

- COVID-19 の影響を受け、以下の点を調整した。
  - ・ 欧州銀行監督局 (EBA) の提言である、モラトリアムの扱いを手順に組み込み、ケース・バイ・ケースでモラトリアムが SICR に該当するか判断した。
 (ホールセール)
  - ・ 法人部門では、影響が甚大な経済セクターでの債務者 (観光、ホテル、航空会社など) を売上高の減少の予想及び内部格付を考慮して、本質的なリスクを専門家評価しステージ 2 に分類した。
 (リテール)
  - ・ リテール部門では、支払停止措置を受けたローンについて一定の特性 (共同名義人の死亡、連続 30 日以上 of 退職金、失職など) のあるローンをステージ 2 と判定した。さらに、パンデミックの発生前から重大なリスクレベルを示していた Covid-19 によるモラトリアムの恩恵を受けていたエクスポージャーも、ステージ 2 に帰属する可能性があるかとみなした。

(米) Citigroup Inc.

- 定性的な経営者による調整要素
  - ・ 定性的な経営者による調整要素は、特に、ダウンスайд・シナリオの可能性と重大性、特定のポートフォリオの特性と集中度、担保によるカバー、モデルの限界、特異事象および信用損失引当金 (ACL) に関する銀行監督指針に基づくその他の関連基準に基づく、将来予測経済シナリオの不確実性を考慮しています。
  - ・ 現在のマクロ経済環境において、定性的な経営者による調整として、パンデミックによる信用損失の見積りへの影響に関する不確実性を反映しています。
  - ・ 2020 年第 4 四半期において、シティは、(i) 個人向けポートフォリオの ACL を 2 億ドル、(ii) 法人向けポートフォリオの ACL を 13 億ドル戻し入れましたが、これは主にベースとなるマクロ経済予測の改善によるものです。
  - ・ 第 4 四半期には、経済状況の悪化とそれに伴う実質 GDP 回復の鈍化を 15% の可能性で反映した代替のダウンスайд・シナリオを定性的な経営者による調整要素として組み込みました。当該調整により、ACL は約 7 億ドル増加し、2020 年 12 月 31 日時点で定性的な経営者による調整は合計 38 億ドル、ACL 全体の残高は 278 億ドルとなりました。

以 上